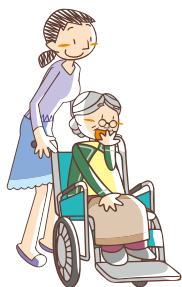


12月3日から12月9日は、**障害者週間**です

「障害者週間」は、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されています。

障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消に関する法律)が制定されました



平成18年12月に国連で「障害者の権利に関する条約(仮称)」が採択されました。日本はこの条約に署名していますが、条約に効力を持たせる批准を行っていません。

この条約の批准に向けて、国は国内法の整備を進めており、平成23年に「障害者基本法」が改正されました。この障害者基本法第4条で「差別の禁止」が基本原則として規定され、これを具体化する形で、障害者差別解消法が平成25年6月19日に国会で成立しました。

どのような法律なの？

この法律は、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項や国や地方公共団体、民間事業者等に障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

この法律やこの法律に基づいて作成される基本方針や対応要領、対応指針を通じてどのようなことが障害を理由とする差別に当たるのかについて、社会全体で認識が共有されるようにし、差別をなくすための取組みを推進することによって差別のない社会を目指しており、平成28年4月1日に施行されます。



どのようなことが差別になるの？

「不当な差別的取扱い」の禁止

行政機関や民間事業者は、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為が禁止されます。

「合理的配慮の不提供」の禁止

行政機関は、障害がある人などから何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁(※1)を取り除くために必要な合理的な配慮(※2)を行わなければなりません。

- ※1 社会的障壁：社会における事物(通行、利用しにくい施設等)、制度、慣行(障害のある方を意識しない慣習、文化等)、観念(偏見等)その他一切が含まれます。
- ※2 合理的な配慮：例えば、車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害がある人の障害特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することなどが挙げられます。

私たちの身の回りに、障害がある人が乗り越えがたいものや気持ちなどのバリアー(社会的障壁)はないでしょうか？障害がある人一人ひとりの個性を大事にして、障害に対する理解を深めましょう。

人権週間記念講演会

この顔がぼくの魅力だよ“タッチ先生”からのメッセージ

毎年、12月4日～10日は人権週間です。小郡市でもさまざまな人権問題に対する正しい知識と認識を深めるとともに、人権意識の高揚を図ることを目的に人権講演会を開催します。

講師 ふじ い てる あき
藤井輝明さん(医学博士)



2歳の時に難病の海綿状血管腫を発病したため、右目の周囲に腫瘍ができ、幼少時から心ない暴言を受けた経験から、「容ぼう障害」がある人に対する偏見をなくそうと各地で講演をしている藤井さんの熱いメッセージです。

入場無料

人権作文発表

市内の小・中学校を代表して3人の児童・生徒による人権作文の朗読が行われます。おごおりっ子の思いをぜひお聞きください。

●時間 午後1時30分～

日時 12月7日(土)

開場 午後1時
開会 午後1時30分 講演会 午後2時～

会場 文化会館大ホール

※手話通訳・要約筆記あり
※託児あり。託児を希望する人は12月4日(水)までに申込み

託児申込・問合せ先 人権・同和対策課 ☎72-2111内線432

特設人権相談

「人権相談」をご存知ですか？人権問題について悩みや疑問をお持ちの方の相談に、人権擁護委員が応じています。相談は無料で秘密は堅く守られます。一人で悩まずにお気軽にご相談ください。毎月原則第3金曜日の午前10時～午後3時に行っています。12月は下記の日程で行います。

○日時 12月6日(金)／午前10時～午後3時

○会場 人権教育啓発センター

※人権教育啓発センター職員による人権相談も随時行っています

○問合せ先 人権教育啓発センター ☎80-1080

平成25年度

北朝鮮人権侵害問題啓発講演会

拉致問題を考えるみんなの集い
～すべての拉致被害者救出を～

○日時 12月7日(土)／午前10時～午後0時30分

○会場 おりなす八女(八女市本町602-1)

○入場料 無料(定員800人先着順)

○内容 横田滋さん・早紀江さん(拉致被害者横田めぐみさんの両親)による講演、DVD上映

※手話通訳、要約筆記あり

○主催 福岡法務局・福岡県・八女市

○問合せ先 県保護・援護課 ☎092-643-3301

第65回人権週間

～県内一斉無料電話相談～

法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年12月4日から「人権デー」である12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めています。

福岡法務局と福岡県人権擁護委員連合会では、人権週間における活動の一つとして、12月7日(土)に県内一斉無料電話相談を実施します。

家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別など、悩みや困りごとがありましたらどんな些細なことでも一人で悩まずお電話ください。法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

○日時 12月7日(土)／午前9時～午後5時

○電話番号 フリーダイヤル 0120-889-405
(携帯電話・PHSからも利用できます)

○問合せ先 福岡法務局久留米支局
(担当：佐伯・福岡) ☎39-2121

